

議第 8 8 号

呉市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

呉市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

呉市消防職員特殊勤務手当支給条例（昭和 4 5 年呉市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（災害応急作業等派遣手当） 第 1 0 条 災害応急作業等派遣手当は、職員が、規則で定める大規模な災害が発生した本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務に従事したときに支給する。 2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の 2 以上に該当するときは、当該該当する各号に定める額のうち最も高い額）とする。 （1）前項に規定する作業又は業務（以下「作業等」という。）が日の出時から日没時までの間において行われた場合 1 日につき <u>1, 0 8 0 円</u> （2）作業等が、前号に規定する時間帯以外の時間帯において行われた場合 1 日につき <u>1, 6 2 0 円</u> （3）作業等が著しく危険であると消防長が認める場合 1 日につき <u>2, 1 6 0 円</u>	（災害応急作業等派遣手当） 第 1 0 条 災害応急作業等派遣手当は、職員が、規則で定める大規模な災害が発生した本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務に従事したときに支給する。 2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の 2 以上に該当するときは、当該該当する各号に定める額のうち最も高い額）とする。 （1）前項に規定する作業又は業務（以下「作業等」という。）が日の出時から日没時までの間において行われた場合 1 日につき <u>1, 4 4 0 円</u> （2）作業等が、前号に規定する時間帯以外の時間帯において行われた場合 1 日につき <u>2, 1 6 0 円</u> （3）作業等が著しく危険であると消防長が認める場合 1 日につき <u>2, 8 8 0 円</u>

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の呉市消防職員特殊勤務手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第 1 0 条第 2 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生

じた災害応急作業等派遣手当について適用し，同日前に支給すべき事由が生じた災害応急作業等派遣手当については，なお従前の例による。

（特殊勤務手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては，この条例による改正前の呉市消防職員特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて支給された災害応急作業等派遣手当は，新条例の規定による災害応急作業等派遣手当の内払とみなす。

（提案理由）

国及び広島県に準じ，災害応急作業等派遣手当の額を改定するため，この条例案を提出する。